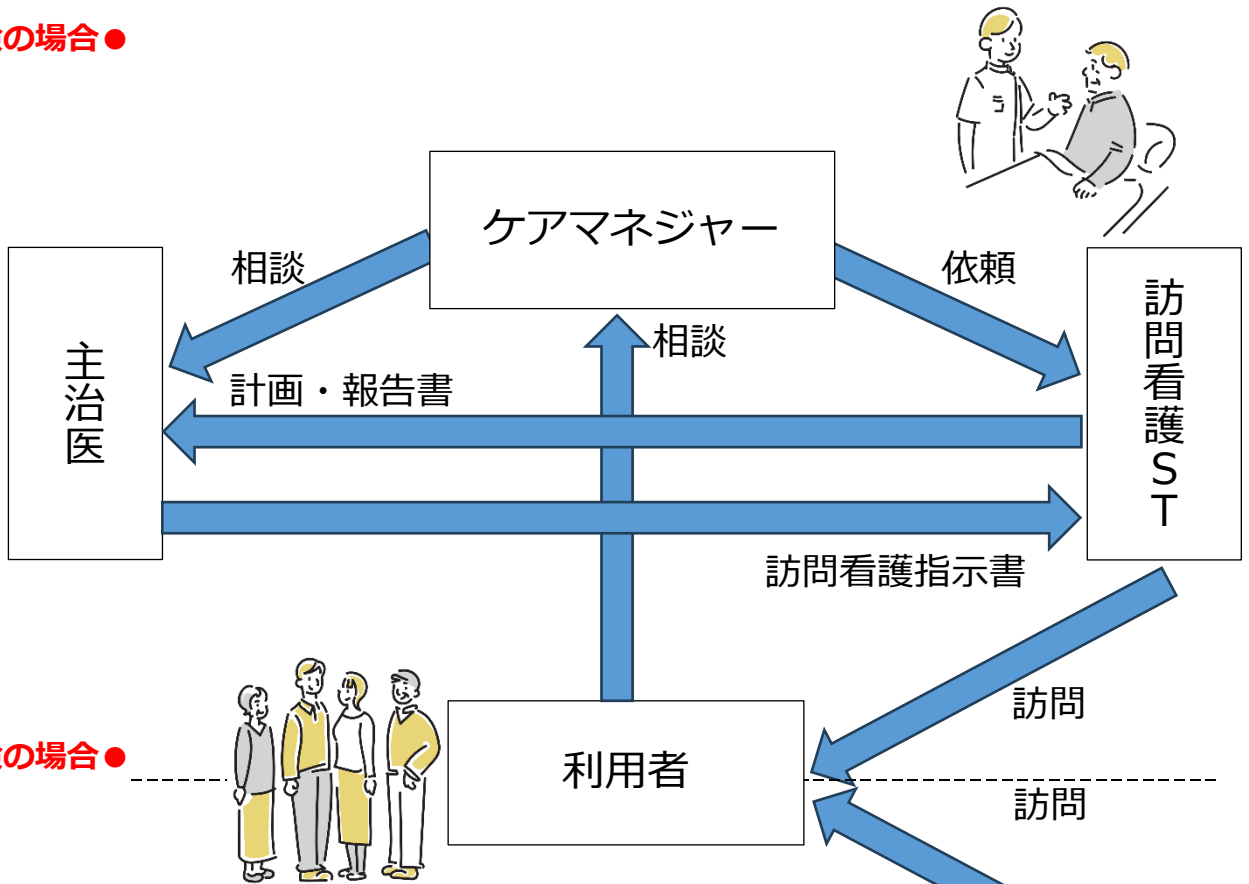


# 訪問看護のサービスを受けるためにはどうしたらいいの？

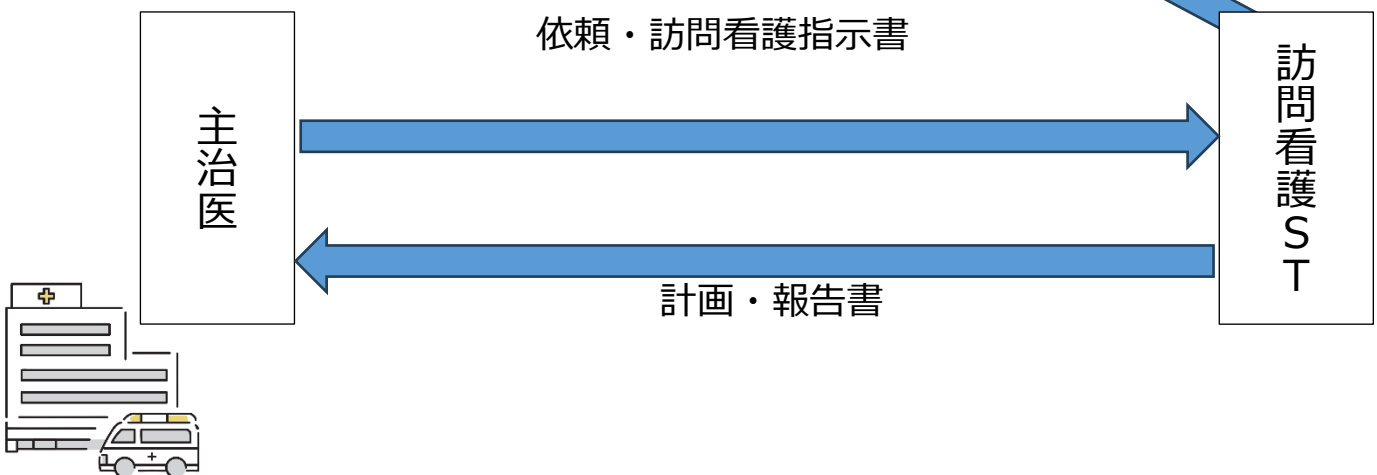


介護認定(要支援・要介護)を受けておられる方は、  
ケアマネージャーを介し、主治医の依頼指示で訪問が可能となります。  
難病・がんの末期・障害の方等は、医療保険扱いとなり、  
主治医の依頼指示で訪問が可能です。

## ●介護保険の場合●



## ●医療保険の場合●



## 「サービス内容」

### 「リハビリテーション」

- ・ 日常生活動作（食事・排泄・移動・入浴等）の訓練、指導
- ・ 関節拘縮予防、訓練
- ・ 機能訓練、指導
- ・ 嚥下訓練
- ・ 呼吸器リハビリ
- ・ 福祉用具の選定相談
- ・ 住宅改修に関する相談
- ・ 外出の工夫方法指導



### 「看護・介護相談、家族支援」

- ・ 介護に関する悩みの相談
- ・ 不安やストレスの相談
- ・ 介護者の日常の健康相談
- ・ 介護者の休養に関する相談
- ・ 介護用品の相談



### 「その他在宅サービスの相談」

- ・ 市区町村など公的なサービスの相談
- ・ 各種在宅関連の民間サービスの相談
- ・ その他、保健、医療、福祉に関するサービス資源の相談
- ・ 利用できる制度の紹介



### 「24 時間対応」

- ・ 24 時間電話相談
- ・ 緊急時の対応・訪問及び主治医との連携

